

平成30年5月発行

年金受給者だより



もくじ

- P1 ● 平成30年度の年金額は据え置きとなりました P4-5 ● 異動が生じたときの連絡について
P2 ● 年金額の改定ルールについて P6 ● もし年金を受けていた方が亡くなったとき
P3 ● 「年金支払通知書」が届く時期について P6 ● 共済組合の名をかたるセールスや詐欺にご注意を！
P3 ● 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について P7 ● 平成30年度 共済年金カレンダー
P4 ● 住所を変更された方へのお願い

ホームページのご案内

福岡県市町村職員共済組合

福岡県市町村職員共済組合

検索【アドレス】<http://www.fukuoka-kyosai.jp>

スマートフォンでもアクセスできるようになりました。

全国市町村職員共済組合連合会

全国市町村職員共済組合連合会

検索【アドレス】<https://ssl.shichousonren.or.jp>

年金制度の解説等が詳しく掲載されています。

平成19年4月以降の年金の決定・支払い等はこちらで行っています。

届出書など各種様式をここからダウンロードすることができます。

福岡県市町村職員共済組合

平成30年度の年金額は据え置きとなりました。

総務省から「平成29年平均の全国消費者物価指数」が公表され、対前年比0.5%のプラスとなりましたが、名目手取り賃金変動率については、▲0.4%でした。

また、マクロ経済スライドによるスライド調整率は、▲0.3%でした。

年金額の改定については、法律で、物価がプラスでも賃金がマイナスの場合は、現役世代の保険料負担能力が低くなっていることから、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともにスライドしないと規定されています。

また、平成28年に成立した年金改革法により、マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分は繰り越されます。

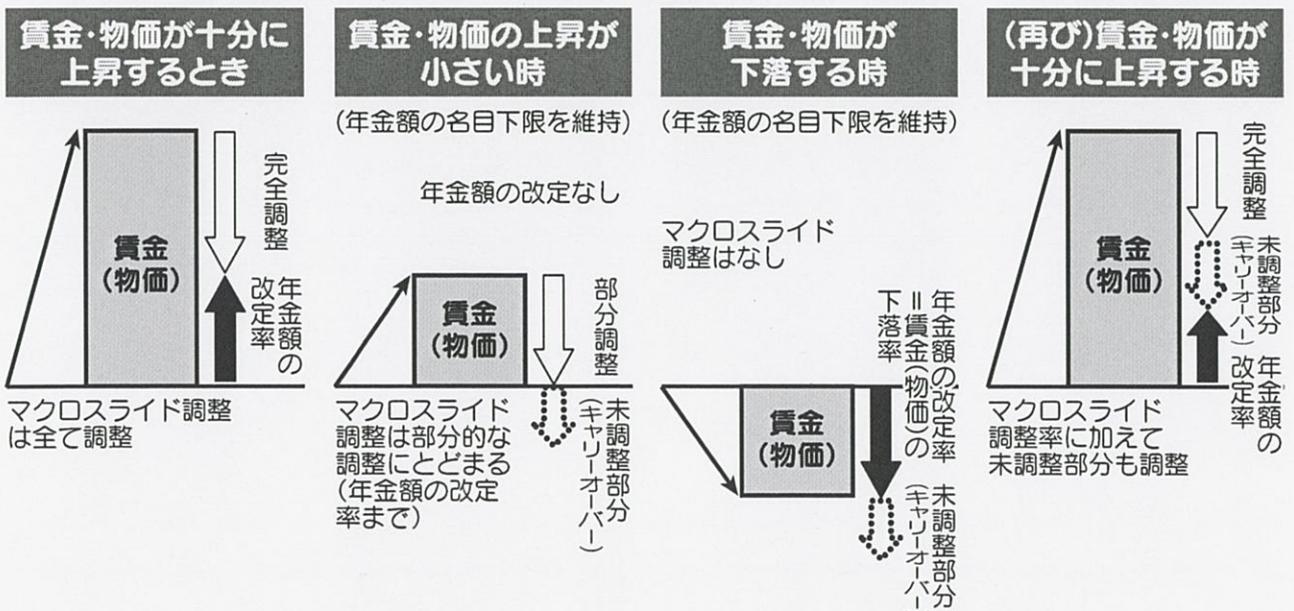
これにより、平成30年度の年金額は据え置きとなりました。

平成30年度の参考指標

- ・ 物価変動率 0.5%
- ・ 名目手取り賃金変動率 ▲0.4%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ▲0.3%

(※)「マクロ経済スライド」とは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。したがって、平成30年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、平成30年度に発生したマクロ経済スライド未調整分の累計（▲0.3%）については、翌年以降に繰り越されました。



年金額の改定ルールについて

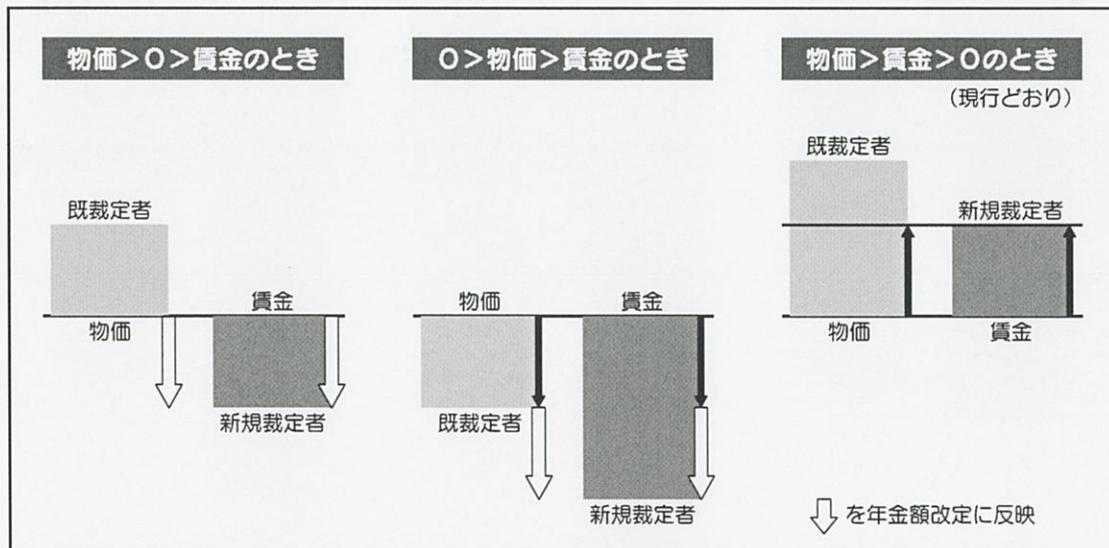
平成28年12月に「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金等の一部を改正する法律」が成立し、年金改定ルールが見直されマクロ経済スライドによる新しい調整ルールについては今年度から適用されました。

マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（平成30年4月から適用）

以前の仕組みでは、年金額を前年度より下げる調整まで行わない措置（名目下限措置）であったため、下限より下回る部分については、数十年先の将来世代の年金給付水準の低下という形で先送りされてきました。平成30年度より、現在の受給世代に配慮しつつ、できるだけ早期に調整を行い、将来世代の給付水準の確保するため、賃金・物価が上昇したときに、過去に調整できず繰り越した未調整分を調整する仕組みとなっています。

賃金・物価スライドの見直し（平成33年4月から適用）

平成33年4月からは、年金制度の支え手である現役世代の負担能力（賃金）が低下しているときは、これにあわせて年金額が改定されます。具体的には、物価よりも賃金の下落幅が大きい場合は、賃金の下落分により改定され、物価が上昇し賃金が下落した場合は、下落した賃金に合わせて改定されます。



「年金支払通知書」が届く時期は年2回 (6月・12月支給期)

「年金支払通知書」は年金の支給があれば、どなたでも年2回(6月支給期と12月支給期)送付しています(年金の支払回数は年6回です。)

また、次の①～④に変更があった場合は、その都度、送付することとしています。

① 住所 ② 氏名 ③ 振込先 ④ 支払明細

なお、この「年金支払通知書」は、6月・12月支給期については封書にて、それ以外は、原則ハガキにて送付しています。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」 について

年金支給における所得税の計算をするための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は10月中旬から順次、該当する受給者様のご登録住所宛て送付します。(源泉徴収票は翌年1月下旬に送付しています。遺族の年金、障害の年金等の受給者の方については、申告書・源泉徴収票ともに送付はありません。)

平成29年度の税制改正により、控除対象となる配偶者の要件が変更されました。

(制度改正の詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。また、国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/index.htm>)

なお、給与・土地・農業や事業収入等があり、確定申告で所得税を一括精算する予定のため、共済組合に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しない方については、ご案内が届きましたらご面倒ですが、ご一報くださいますようお願いいたします。

(昨年ご連絡いただいた方につきましても、引き続き本年も提出しない場合は、その旨のご連絡をお願いいたします。)

所得税の精算をされる方は
確定申告をわすれずに



● 住所を変更された方へのお願い

平成23年10月以降住所変更された方については、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を利用して住所が変更されるようになりましたので、届出が原則省略できます。

ただし、電話番号を変更された場合は、その旨を共済組合へご連絡ください。

なお、住基ネットを利用した住所変更の処理には、ある程度の時間を要しますので、郵便局へ「転居届」をご提出ください（届出から1年間、旧住所あての郵便物が新住所に転送されます。）。

● 異動（死亡・再就職など）が生じたときは、速やかにご連絡ください。

年金を受けている方や加給年金額の対象となっている方が次ページの事由に該当したときは、速やかに電話または郵便等により当共済組合までご連絡ください。

この連絡が遅れたり、届出を忘れてたりされますと、年金が払い過ぎとなる場合もあり、ご自身のみでなく、ご家族の方などにさかのぼって返還していただくことになりかねませんので、十分にご注意ください。

なお、被用者年金一元化により、共済組合、年金事務所等のいずれか一つの窓口で年金の手続きができるワンストップサービスが実施されるようになりましたが、基本的にワンストップサービスは一元化後に受給権が発生した年金となりますので、一元化前に既に受給権が発生している共済年金や厚生年金はこれまでどおり共済組合や年金事務所等で手続きをお願いします。

また、一部、一元化前に受給権が発生している年金について、ワンストップサービスの対象になるものもありますので、共済組合へお尋ねください。



1 年金受給権者が次の事由に該当したとき

- (1) 死亡したとき
- (2) 所在が1月以上不明であるとき
- (3) 老齢厚生年金・退職（共済）年金の受給権者が次の事由に該当したとき
 - ① 公務員として再就職したとき
 - ② 国会議員または地方議会議員となったとき
 - ③ 雇用保険法による失業給付を受給することとなったとき（65歳未満の方）
※民間会社や私立学校の教員等に再就職した場合の届出は原則不要です。
- (4) 遺族厚生年金・遺族（共済）年金の受給権者が次の事由に該当したとき
 - ① 婚姻（内縁関係を含む）したとき
 - ② 遺族が他の方の養子となったとき
 - ③ 死亡した組合員であった方との親族関係が離縁（養子縁組の解消）によって終了したとき
 - ④ 現在受給されている年金以外に自己の老齢厚生年金・退職共済年金または障害年金等を受けることとなったとき

2 加給年金額の対象者が次の事由に該当したとき

- (1) 死亡または離婚したとき
- (2) 子が養子縁組によって他の方の養子となったとき、または養子縁組による子が離縁したとき
- (3) 子が婚姻したとき
- (4) 年金受給権者によって生計を維持されなくなったとき（年収850万円以上を有するようになったときなど）
- (5) 自己の老齢厚生年金・退職共済年金（単独でまたは両者を通算して加入期間が20年以上あるもの、または20年以上とみなされるもの）または障害を事由とする年金（障害厚生年金・障害共済年金・障害基礎年金等）を受給することとなったとき（一部支給を含む）



もし年金を受けていた方が亡くなったとき

◆遺族厚生年金の受給権が発生する場合

退職または障害（障害等級1・2級に限る。）の厚生年金・共済年金を受けていた方が亡くなった時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的な収入が将来にわたって850万円未満である方（①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母）がいる場合は、遺族厚生年金の受給権が発生します。

（注1）夫、父母、祖父母は55歳以上の方。子、孫については18歳に達した年度末まで、または20歳未満で障害等級1・2級の状態にあり、婚姻をしていない方に限ります。

（注2）遺族が2人以上いる場合には、①から④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、次順位に該当する場合は受給権を得られません。

（注3）平成29年8月施行による期間短縮の老齢年金については、遺族厚生年金の受給権は発生しません。

◆年金受給権が消滅する場合

上記の要件を満たしている方がいない場合、または遺族の厚生年金・共済年金を受けていた方が亡くなった場合は、年金の受給権が消滅します。

なお、亡くなった方が受けることができた年金でその支払いを受けなかったものがあるときは、「生計を同じくする三親等内の親族」の方からの請求により、その方にお支払いすることとなります。

共済組合の名をかたるセールス電話や振り込め詐欺にご注意ください!

最近、年金受給者の方に対して、共済組合に関係していることをほのめかした業者から、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。

また、他の共済グループでは、電話やはがき等で、お金の振り込みを要求する事例が報告されています。

共済組合はこのような業者とは一切関係ありませんので、十分ご注意ください。



平成30年度 共済年金カレンダー

定期支給関係等

6月

12日(火) 年金支払通知書の送付
15日(金) 6月定期支給(4・5月分)

8月

15日(水) 8月定期支給(6・7月分)

10月

15日(月) 10月定期支給(8・9月分)
下旬 平成31年分扶養親族等申告書の送付
(マイナンバーの記入が必要です。)

12月

11日(火) 年金支払通知書の送付
14日(金) 12月定期支給(10・11月分)

1月

下旬 源泉徴収票の送付
(障害・遺族年金等は非課税のため源泉徴収票はありません)

2月

15日(金) 2月定期支給(12・1月分)

4月

15日(月) 4月定期支給(2・3月分)

- (1) 氏名の変更
- (2) 年金受取口座の変更
- (3) 年金証書等の再発行

左記の変更等が必要な方は
共済組合にご連絡ください。
必要な届出用紙をご自宅に
送付します。



※ ご連絡の際は、「8646」で始まる年金証書記号番号とお名前をお伝えください。

福岡県市町村職員共済組合・年金課

〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号
福岡県自治会館・6階
TEL 092-651-2462 (年金課直通)
お問い合わせ受付時間 9時~17時